

福岡県統計協会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、福岡県統計協会という。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県企画・地域振興部調査統計課内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、統計に関する知識及び技術の向上を図るとともに、広く統計知識を普及させることにより統計事業の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 統計に関する講習会、講演会、研究会等の開催
- (2) 統計に関する印刷物の発行及びあっせん
- (3) 統計に関する各種調査の研究
- (4) 統計功労者の表彰
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第 5 条 本会の会員は、県及び市町村の統計主管課長をもって組織する。

2 本会の目的に賛同する個人又は団体を賛助会員とすることができる。賛助会員について、必要な事項は別に定める。

(支部の設置)

第 6 条 本会に第 3 条の目的及び第 4 条の事業の実施を推進するため、別表 1 に掲げる支部を置く。

- 2 支部には支部長を置く。
- 3 支部長は支部を構成する市町村において選任する。
- 4 支部の会則は、各支部において定める。

第 2 章 会 費

第 7 条 本会の会員は、別表 2 に定める負担金を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会長が別に定める賛助会員会費を納入しなければならない。

第 3 章 役員、顧問

(役員の種類及び選任)

第 8 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1 名

- (2) 名誉顧問 3名
- (3) 会長 1名
- (4) 副会長 1名
- (5) 常務理事 1名
- (6) 理事 8名
- (7) 監事 2名

- 2 名誉会長は、福岡県知事をもって充てる。
- 3 名誉顧問は、福岡、北九州両政令市長及び福岡県町村会会長をもって充てる。
- 4 会長は、福岡県企画・地域振興部長をもって充てる。
- 5 副会長は、福岡県企画・地域振興部次長をもって充てる。
- 6 常務理事は、福岡県企画・地域振興部調査統計課長をもって充てる。
- 7 理事は、第6条第3項の規定により選任された各支部の支部長をもって充てる。
- 8 監事は、市町村統計主管課長の職にある者をもって充てることとし、総会において選任する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長の命を受けて業務を処理し、会長及び副会長共に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会に付議された事項を審議する。
- 5 監事は、会計事務を監査し、理事会及び総会に報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、会長、副会長、常務理事、理事にあつては、その者の在職期間とし、監事にあつては2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第4章 会議

第11条 本会の会議は、理事会及び総会とする。

- 2 会議の議長は、会長とする。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、常務理事及び理事で構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 規程の新設、改廃に関する事

(3) その他会長が必要と認める事項
(総 会)

第13条 総会は、県及び市町村の統計主管課長で構成し、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃に関する事
 - (2) 事業計画の決定に関する事
 - (3) 歳入・歳出予算の決定に関する事
 - (4) 事業報告の承認に関する事
 - (5) 歳入・歳出決算の承認に関する事
 - (6) その他本会の運営に関する重要な事項
- (議 事)

第14条 会議は、構成員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状を提出した者については、出席したものと見なす。

2 会議の議事は、出席者の過半数によって決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(議事録)

第15条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した者の中から選出された議事録署名人二人が署名しなければならない。

(専決処分)

第16条 会議の議決を経なければならない事項について、緊急を要する場合又は特に必要があると認められる場合は、会長は専決処分することができる。ただし、第13条第2項第1号に規定する事項についてはこの限りではない。

2 前項に規定により専決処分を行ったときは、会長は事後に理事会又は総会に報告し、その承認を得なければならない。

第 5 章 財 務

(経 費)

第17条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 県・市町村の負担金
- (2) 補助金
- (3) 賛助会員の会費
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(決算の承認)

第18条 本会の収支決算は、監事の監査を経たのち、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(暫定処理)

第19条の2 本会の事業執行は、総会の議決を得るまでの間、前年度の例による。

第6章 事務局

(事務局)

第20条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
 - (2) 事務局次長 1名
 - (3) 書記 1名。ただし、事業の繁忙期において必要があるときは、6ヶ月を超えない期間で臨時的に書記若干名を置くことができる。
- 2 事務局長は、福岡県企画・地域振興部調査統計課の企画主幹（総務事務を担当する班を総括する者）をもって充てる。
 - 3 事務局次長は、福岡県企画・地域振興部調査統計課の企画主幹又は企画主査（総務事務を担当する班の班長）をもって充てる。
 - 4 書記は、会長が任命する。
 - 5 事務局長は、事務局の事務を統括する。
 - 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、その事務を代理する。
 - 7 書記は、上司の命を受け事務を処理する。
 - 8 職員の勤務時間、給与等については別に定める。

附 則

この会則は、平成14年4月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年5月15日から施行する。